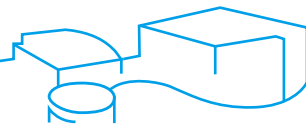


お知らせ information



母子家庭等就業支援 講習会参加者を募集

母子家庭の母などが就職に結びつく可能性の高い技能・資格を習得し、自立を促進するための講習会です。

■対象者

愛知県内にお住まいのひとり親家庭の父母および寡婦の方

■講習内容・日程など

▽パソコン講習中級

10月22日(日)～平成30年2月4日(日)のうち15日間・ヒューマンアカデミー名古屋駅前校

▽調剤薬局事務講習

10月4日(水)～11月15日(水)のうち7日間・国際医療管理専門学校(名古屋校)

▽経理事務講習

10月21日(土)～平成30年2月10日(土)のうち15日間・ヒューマンアカデミー名古屋駅前校花車ビル北館

▽介護職員初任者研修(介護職員養成研修・通信)

10月4日(水)～平成30年1月31日(水)のうち16日間・未来ケアカレッジ名古屋駅前校

▽登録販売者講習

10月8日(日)～平成30年3月4日(日)のうち20日間・国際医療管理専門学校(名古屋校)

■申し込み方法

子育て支援課で配布している受講申込書を提出してください。

■申込期限 8月18日(金)

■受講料

原則として無料ですが、教材費・交通費は自己負担です。

■申し込み・問い合わせ先

子育て支援課子育て支援係

☎(48) 1111 (内1130)

愛知県母子寡婦福祉連合会

☎052(915) 8862



家屋の新築、増築、取り壊し をされた方へのお知らせ

家屋の固定資産税は、毎年1月1日現在の所有状況により課税されます。

新築、増築家屋については、固定資産評価額算定のための調査をする必要があります。取り壊した家屋については、年内に取り壊したことを確認して課税台帳から抹消する必要があります。新築、増築、取り壊しをされた方、または年末までにこれらの予定がある方はお知らせください。

また、一定の条件の下で家屋を改修した方については、固定資産税が減額となる制度があります。

▽耐震改修減額

▽バリアフリー改修減額

▽省エネ改修減額

これらの制度の適用を受けるためには、申告が必要になります。

■申告・問い合わせ先

税務課固定資産税係

☎(48) 1111 (内1109・1110)



住宅用地の利用状況が 変わった場合は申告が必要です

住宅用地は、税負担を軽減するため、所有者からの申告により課税標準の特例措置が適用されます。

この制度を適正に運用するため、土地所有者の方は、土地の利用

状況が次のように変わった場合には、申告が必要になります。

▽更地に住宅を新築し、新たに住宅用地になった場合

▽店舗などを住宅に改築し、住宅用地になった場合

▽併用住宅(店舗兼住宅など)で、居住部分とそれ以外の部分の床面積に変更があった場合

▽住宅を店舗などに改築し、住宅用地でなくなった場合

▽土地の利用状況を変更した場合(例:隣接地を取得して住宅用地とした、新たに敷地の一部を貸し駐車場に変更したなど)

▽住宅を取り壊し、住宅用地でなくなった場合

▽住宅用地の住宅戸数に変更があった場合

■申告・問い合わせ先

税務課固定資産税係

☎(48) 1111 (内1109・1110)



中小企業退職金 共済制度のご案内

中小企業退職金共済(中退共)制度は、中小企業の事業主が、従業員の退職金を計画的に準備できる国の退職金制度です。

■制度のメリット

▽掛金の一部を国が助成します。(一部対象外あり)

▽掛金は全額非課税で、手数料は不要です。

▽パートタイマーや家族従業員も加入できます。

▽外部積立なので管理が簡単です。

▽従業員ごとの納付状況や退職金試算額をお知らせします。

▽他の退職金・企業年金制度などとの資産移換もできます。

※詳しくはインターネットで「中退共」と検索し、ホームページをご覧ください。

■問い合わせ先

(独)勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部

☎03(6907) 1234

今月の納税など

町県民税 2期分

国民健康保険税 1期分

介護保険料 1期分

後期高齢者医療保険料 2期分

納期限は8月31日(木)です

※ 口座振替の方は、口座の残高確認をお願いします。